

事業所 各位

明石市福祉局障害福祉課長


**【重要】障害福祉サービス等に係る契約内容報告書の取り扱いの変更について(通知)**

平素は、本市障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について(令和7年7月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡)を受け、事務手続きの効率化を図るため、下記のとおり取り扱いを変更いたします。提供するサービスにより、対応が異なりますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 契約内容報告書の運用について

		現行 (R8.2.28 契約分まで)	変更後 (R8.3.1 契約分より)
児童通所サービス 障害福祉サービス	新規・変更契約 の場合	当該報告書を契約又は終了日の翌月 10 日までに提出	当該報告書の提出を省略可
	終了の場合		
障害児相談支援 相談支援	新規・変更契約 の場合	当該報告書を契約又は終了日の翌月 10 日までに提出	当該報告書の提出を省略可
	終了の場合		<b>○従来の報告書は廃止</b> <b>○回答フォーム(市 HP にも記載有)にて、終了日の翌月 10 日までに電子申請</b> <b>※サービス利用の終了処理で 必要なため継続</b>  <回答フォーム>

2. 確認事項

- ・契約内容報告書の提出が省略可能となるのは、障害福祉サービス等に係る給付費支払の際、国民健康保険団体連合会に請求明細書情報にて契約内容を伝送していることが前提となります。
- ・各事業所におかれましては、適切に契約支給量を管理するとともに、利用者が複数事業所と契約する場合、契約日数が決定支給量の範囲内となっているか確認するためにも、引き続き、受給者証への契約内容の記載をお願いします。

3. その他

本件に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)  
福祉局生活支援室 障害福祉課 利用担当  
☎ 078-918-1344(直通)